

# 地方独立行政法人大阪市立工業研究所の

## 育児短時間勤務をしている職員の給与に関する規程

制定 平成20年4月1日 規程第73号  
最近改正 平成20年6月1日

(趣旨)

第1条 この規程は、地方独立行政法人大阪市立工業研究所職員給与規程（以下「給与規程」という。）第32条の規定に基づき、育児短時間勤務をしている職員の給与に関する事項を定めるものとする。

(用語の定義)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 育児短時間勤務 地方独立行政法人大阪市立工業研究所職員の育児・介護休業等に関する規程（以下「育児・介護休業規程」という。）に規定する育児短時間勤務をいう。
- (2) 通常の1日の所定勤務時間 地方独立行政法人大阪市立工業研究所職員の勤務時間、休日及び休暇等に関する規程（以下「勤務時間等規程」という。）第2章に規定する1日の勤務時間をいう。
- (3) 通常の週の所定勤務時間 勤務時間等規程第2章に規定する勤務時間における週あたり勤務時間をいう。
- (4) 育児短時間勤務の間の所定勤務時間 育児・介護休業規程第11条第3項により承認を受けた育児短時間勤務における勤務時間をいう。
- (5) 育児短時間勤務の間の1日の所定勤務時間 育児短時間勤務における1日の勤務時間をいう。
- (6) 育児短時間勤務の間の週の所定勤務時間 育児短時間勤務の間の勤務時間における週あたり勤務時間をいう。
- (7) 育児短時間勤務の間の休日 育児・介護休業規程第11条第3項により承認を受けた育児短時間勤務における休日をいう。
- (8) 育児短時間換算率 次の式により得られる数をいう。

「育児短時間勤務の間の週の所定勤務時間」

「通常の週の所定勤務時間」

(給料)

第3条 育児短時間勤務をしている職員の給料の額は、給料表に定める給料の月額に育児短時間換算率を乗じて得た額（50円未満の端数がある場合はこれを切り捨て、50円以上100円未満の端数がある場合はこれを100円に切り上げる。）とする。

(管理職手当)

第4条 育児短時間勤務をしている職員の管理職手当の額は、給与規程第11条第2項に定める手当の月額に育児短時間換算率を乗じて得た額（50円未満の端数がある場合はこれを切り捨て、50円以上100円未満の端数がある場合はこれを100円に切り上げる。）とする。

(扶養手当)

第5条 育児短時間勤務をしている職員の扶養手当の月額は、給与規程第13条第3項に定めるところによる。

(地域手当)

第6条 育児短時間勤務をしている職員の地域手当の額は、第3条に定める給料の月額（給料の調整額を除く。）、第4条に定める管理職手当の月額及び前条に定める扶養手当の月額の合計額に100分の15を乗じて得た額とする。

（住居手当）

第7条 育児短時間勤務をしている職員の住居手当の額は、給与規程第18条第2項に定めるところによる。

（超過勤務手当）

第8条 育児短時間勤務の間の所定勤務時間以外の時間に勤務することを命じられて勤務した職員には、育児短時間勤務の間の勤務1時間当たりの給与額に、育児短時間勤務の間の所定勤務時間以外の時間にした次の各号に掲げる勤務（以下「超過勤務」という。）の区分に応じて次の各号に定める割合を乗じて得た額を超過勤務手当として支給する。

(1) 育児短時間勤務の間の休日以外の日の勤務（次号に掲げるものを除く）

ア その日の超過勤務の時間と育児短時間勤務の間の1日の所定勤務時間との合計が、通常の1日の所定勤務時間に達するまでの間の勤務 100分の100

イ アに定める勤務以外の勤務 100分の125

(2) 育児短時間勤務休日以外の日の勤務のうち、午後10時から翌日の午前5時までの間であるもの

ア その日の超過勤務の時間と育児短時間勤務の間の1日の所定勤務時間との合計が、通常の1日の所定勤務時間に達するまでの間の勤務 100分の125

イ アに定める勤務以外の勤務 100分の150

(3) 育児短時間勤務の間の休日の勤務（次号に掲げるものを除く） 100分の135

(4) 育児短時間勤務の間の休日の勤務のうち、午後10時から翌日の午前5時までの間であるもの 100分の160

（超過勤務手当の計算の基礎となる勤務1時間当たりの給与額）

第9条 前条に規定する育児短時間勤務の間の勤務1時間当たりの給与額は、次の計算式により得られる額とする。

「第3条に定める給料 + 「第6条に定める給料に  
（調整額含む。）の月額」 対する地域手当の月額」  
「育児短時間勤務の間の週の勤務時間」×52/12

2 前項に規定する育児短時間勤務の間の週の勤務時間とは、次の計算式により得られる額とする。

「育児短時間勤務の間の週の所定勤務時間」 - 「育児短時間勤務の間の週の所定勤務時間」 × 「年間祝日等日数」  
365

3 前項の年間祝日日数とは、次の各号に規定する日数を合計した日数をいう。

(1) 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日

(2) 1月2日、3日及び12月29日、30日、31日

4 第2項に規定する育児短時間勤務の間の週の勤務時間に12分の52を乗じたものに30分未満の端数があるときはこれを切り捨て、30分以上1時間未満の端数があるときはこれを1時間に切り上げる。

（超過勤務手当の計算）

第10条 前条の規定により勤務1時間につき支給する超過勤務手当の額を算定する場合において、当該額に、50銭未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50銭以上1円未満の端数を生じたときはこれを1円に切り上げる。

2 超過勤務手当の支給の基礎となる勤務時間数は、その月の全時間数（支給割合を異にする場合においては、各別に計算した時間数）によって計算するものとし、この場合において、

当該時間数に、30分未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、30分以上1時間未満の端数を生じたときはこれを1時間に切り上げる。

(給料等の減額)

第11条 育児短時間勤務の間の所定勤務日又は所定勤務時間中に勤務しないときは、次の各号に掲げる場合を除く外、その勤務しない1日又は1時間につき育児短時間勤務の間の勤務1日又は1時間当りの給料額をその者に支給すべき給料の額から減額する。

- (1) 勤務時間等規程第13条に規定する年次有給休暇
- (2) 勤務時間等規程第18条第1項に規定する特別休暇。ただし、同条同項第7号に掲げる休暇は、年13回を限度とし、1回について2日(理事長が別に定める業務に従事している職員にあっては3日)以内に限るものとする。
- (3) 勤務時間等規程第23条に規定する病欠休暇
- (4) 勤務時間等規程第11条第1項の規定により勤務しないことの承認を受けた日又は時間
- (5) 前各号に定めるもののほか、理事長がやむを得ないと認めた場合

2 前項の規定により給料減額の対象となる時間数については、その月分を合計し、その合計時間に1時間未満の端数があるときは、これを切り捨てる。

3 第1項の規定にかかわらず、病欠休暇により引き続き勤務しない期間(以下「病欠休暇の期間」という。)が90日(就業規則第64条第3項の規定により病欠休暇を与えられた場合については1年)を超えるに至った日以降の期間については、病欠休暇により勤務しない1日につき1日あたりの給料の額の100分の50をその者に支給すべき給料の額から減額する。

4 前項の病欠休暇の期間の計算にあたって、病欠休暇と病欠休暇の間の期間(以下「休暇間の期間」という。)がある場合については、次の各号の定めるところによるものとし、次の各号に該当しない場合は、前後の病欠休暇の期間は通算しない。

- (1) 休暇間の期間に現に勤務した日がない場合 当該休暇間の期間及びその前後の病欠休暇の期間を病欠休暇期間とする。
- (2) 休暇間の期間に現に勤務した日がある場合 当該休暇間の期間が90日未満である場合は、その前後の病欠休暇の期間を通算する。ただし、理事長が特に認める場合は前後の病欠休暇期間は通算しない。

(給料等の減額にあたっての勤務1日又は1時間当たりの給料額)

第12条 前条第1項に規定する育児短時間勤務の間の勤務1日当たりの給料額は、第3条の給料の月額をその月の現日数から育児短時間勤務の間の勤務を要しない日の日数を差し引いた日数で除した額とする。

2 前条第1項に規定する育児短時間勤務の間の勤務1時間当たりの給料額は、次の計算式により得られる額とする。

「第3条に定める給料(調整額を含む。)の月額」

「育児短時間勤務の間の週の勤務時間」×52/12

3 前項に規定する週勤務時間とは、次の計算式により得られる額とする。

「育児短時間勤務の間 — 「育児短時間勤務の間 × 「年間祝日等日数」  
の週の所定勤務時間」 の週の所定勤務時間」 365

4 前項の年間祝日日数とは、次の各号に規定する日数を合計した日数をいう。

- (1) 国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日
- (2) 1月2日、3日及び12月29日、30日、31日

5 第3項に規定する育児短時間勤務の間の週の勤務時間に12分の52を乗じたものに30分未満の端数があるときはこれを切り捨て、30分以上1時間未満の端数があるときはこれを1時間に切り上げる。

(管理職手当の減額)

第13条 育児短時間勤務の間の所定勤務時間を勤務しない場合は、次の各号に掲げる場合を除くほか、その勤務しない1日あたりの管理職手当を、その者に支給すべき管理職手当から減額する。

- (1) 勤務時間等規程第13条に規定する年次有給休暇
  - (2) 勤務時間等規程第18条第1項に規定する特別休暇。ただし、同条同項第7号に掲げる休暇は、年13回を限度とし、1回について2日（理事長が別に定める業務に従事している職員にあっては3日）以内に限るものとする。
  - (3) 勤務時間等規程第11条第1項の規定により勤務を要しないことの承認を受けた日又は時間
- 2 勤務成績が著しく不良である職員については、管理職手当を減額し、又は支給しないことがある。
- 3 第1項の勤務1日あたりの手当額の計算にあたっては、前条第1項の規定を準用して計算する。

(地域手当の減額)

第14条 育児短時間勤務の間の所定勤務日又は所定勤務時間中に勤務しないときは、地域手当のうち給料月額にかかる部分については、第11条及び第12条の規定を準用し、減額する。

- 2 地域手当のうち、管理職手当にかかる部分については、前条の規定を準用し、減額するものとする。

(扶養手当及び住居手当の減額)

第15条 第11条の規定により給料を減額する場合であっても、扶養手当及び住居手当は減額しない。

(この規程に定めのないものの取扱い)

第16条 育児短時間勤務をしている職員の給与に関することで、この規程に定めのない事項については、給与規程に定めるところによる。

附 則

この規程は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成20年6月1日から施行する。